

5. 緊急時のための「緊急通報システム」や「福祉電話」を貸し出したり、電磁調理器、火災警報器等を支給するサービス（日常生活用具給付・貸与事業）

担当：介護長寿課

1人暮らしの高齢者や高齢者世帯が自宅で安心して生活できるよう、緊急時のための「緊急通報システム」や「福祉電話」を貸し出したり、電磁調理器等の日常生活で使用する生活用具を支給します。

《利用条件》

- ・65歳以上の1人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯
- ・慢性疾患をお持ちの方や健康上に注意が必要な方
- ・住民税非課税世帯（緊急通報システムを除く）

6. 外出を手助けするサービス（外出支援サービス）

担当：介護長寿課

心身上の理由により、介助なしではバスやタクシーを利用できない高齢者に対して、リフト車やストレッチャー付きの福祉車両を使い、病院通院や外出のお手伝いをします。（週に1回程度）

《利用条件》

- ・介助なしではバスやタクシーを利用することが困難な高齢者（車いす利用者等）
- ・65歳以上、在宅で生活している高齢者
- ・住民税非課税世帯

7. 食事を配達するサービス（食の自立支援サービス）

担当：地域包括支援センター

病気などの理由により、食事を作ることができなくなった高齢者に栄養のバランスのとれた食事を提供します。（1食あたり：400円）

《利用条件》

- ・介護保険認定を受けていない高齢者
- ・65歳以上の1人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯
- ・住民税非課税世帯

*申請後に訪問調査の上、利用可否が決定されます。



8. ヘルパーを派遣するサービス（軽度生活支援事業）

担当：地域包括支援センター

ヘルパーを派遣して日常生活上の援助（居室の掃除・食事の用意など）を行います。（1時間あたり：120円）

《利用条件》

- ・日常生活を営むことに支障があり、介護保険認定を受けていない高齢者
- ・65歳以上の1人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯
- ・住民税非課税世帯

*申請後に訪問調査の上、利用可否が決定されます。



その他にも、地域公民館でのミニデイサービスや社協の生きデイサービス等のふれあい交流事業、家族介護支援事業、その他高齢者福祉サービスがありますので、詳しくは介護長寿課・地域包括支援センターまでお尋ね下さい。

うるま市役所介護長寿課

電話：973-3208

うるま市地域包括支援センター

電話：973-5112